

日本環境安全事業株式会社における 温室効果ガス排出抑制のための実施計画

平成20年3月25日

「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）に基づき、日本環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）における温室効果ガスの排出抑制のための実施計画を下記のとおり定める。

記

当社は旧環境事業団のPCB廃棄物処理事業等を承継し、「日本環境安全事業株式会社法」に基づき平成16年4月に発足した。

当社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき環境大臣が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）に従って、全国5カ所の拠点的広域処理施設による処理体制の整備を進めており、うち4カ所のPCB廃棄物の処理施設においてPCB廃棄物の処理を、また、うち2カ所において処理施設（2期施設を含む）の設置を進めている。

当社によるPCB廃棄物の処理は、特措法により事業者課せられたPCB廃棄物の処分の期限に対応して、基本計画において、計画的に処理を進め平成28年3月に事業を完了するとされている。

当社による温室効果ガスの排出抑制の取組みは、この基本計画で示された当社の役割を順守しつつ実施していくこととし、以下の取組を行うこととする。

第一 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、当社（本社及び事業所）が行う事務及び事業とする。

第二 対象期間

本計画は、平成19年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第三 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

本計画の期間中、毎年当社の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第四 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、環境物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

（1）低公害車の導入

- ① 事業所の公用車については低公害車の導入に努める。
- ② 事業所の公用車の買い換えに当たっては、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入に努める。

（2）自動車の効率的利用

- ① 本社については、引き続き公用車は保有しない等自動車利用の抑制・効率化等に努める。
- ② 事業所の公用車について、走行距離、燃費等燃料使用量をきめ細かく把握する等効率的利用等に努める。
- ③ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進する。

（3）エネルギー消費効率の高い機器の導入

- 本社・事業所において、OA機器等の新規購入や買い換えに当たってはエネルギー消費のより少ないものを選択する等OA機器等に係るグリーン調達を実施しているが、今後更に調達の拡大に努める。

（4）用紙類の使用量の削減

- 本社・事業所において、以下の措置により用紙類の使用量の削減に努める。
 - ・印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
 - ・コピーは両面コピーとする。
 - ・ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する
 - ・資料の作成に当たっては、極力簡素なものとする。
 - ・個人保有の書類は極力削減し、担当スタッフ共通の書類としてファイリング、または電子情報として共有フォルダーに保存する等保存書類の削減に努める。
 - ・LANの活用により、会社内の連絡等の紙の配布は行わない。
 - ・最終的に不要となった紙類は分別回収ボックスに入れる。
 - ・トイレのペーパータオルの使用を禁止する。

（5）その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- 本社・事業所において、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達等物品等に係るグリーン調達を実施しているが、今後更に調達の拡大に努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

- 事業所のPCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の建設に際して、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した施設の整備をする。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- 処理施設のエネルギー使用量の低減に資する施設改修・設備改造に努めるとともに、適正な運用管理の徹底を図る。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材等の選択や温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- 処理施設の建設に際し、以下の措置により建設資材等に係るグリーン調達を実施しているが、今後更に調達の拡大に努める。
 - ・ 建築物の断熱性能向上に資する建具等の利用を図る。
 - ・ HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
 - ・ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
 - ・ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を図る。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- 本社・事業所の冷暖房の適正な温度管理を図る。

(5) 水の有効利用

- 処理施設において雨水や冷却排水の再利用を実施しているが、今後更に再利用の拡大に努める。

(6) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備

- 処理施設に太陽光発電の導入や建物屋上緑化を行っているが、今後更に導入の規模や範囲の拡大に努める。

(7) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- 処理施設の建設に際し、以下の工事施工に係るグリーン調達を実施しているが、今後更に調達の拡大に努める。
 - ・ エネルギー使用量の少ない建設機械の使用を施工者に求める。
 - ・ 建設に係る指定副産物の再利用を促進する。
 - ・ 建設業者による建設廃棄物の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- 処理施設建設の施工者の選定に際し環境保全の観点を含めた審査を実施しているが、今後とも環境に配慮した企画の提案等の採用に努める。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

- 処理施設の電力のデマンドカット体制を構築し省エネ活動を推進する。

3. その他の事務・事業に当たっての配慮

(1) エネルギー使用量の抑制等

- 処理施設において安定操業達成後、原単位当たりのエネルギーの使用量を年平均1%以上低減を図る。

$$\text{原単位} = \frac{\text{PCB廃棄物処理に要するエネルギーの消費量(原油換算kl/年)}}{\text{PCB廃棄物処理重量(t/年)}}$$

- 本社・事業所において下記の節電等の取組を推進し、節電等のための取組の管理を徹底する。
 - ・ パソコンは、昼食時及び長時間離席時のフタ閉め励行し、退社時に電源を切る。電源を切る際は主電源スイッチのある機器についてはそのスイッチも切る。
 - ・ 昼休み及び帰宅時にFAX機能のないプリンター又はコピー機の電源を節電モードにするか電源を切る。シュレッダーは、使用時のみ電源を入れる
 - ・ 執務室内は昼休みに消灯、全員不在課室該当部分の室内部分は消灯する。また、各課において帰宅時に各課関係の電灯は消して帰る。
 - ・ 会議室の未使用時は消灯及び窓際空調を停止する。
 - ・ 夏季においては、服装の軽装化の励行等により適温確保を図る。
 - ・ 冬季においては、暖房に頼り過ぎず働きやすく温かい服装にすること等により適温確保を図る。
 - ・ 階移動時の階段利用を徹底する。
 - ・ 電気使用量を毎月把握する。
- 本社・事業所において、上水使用の節減を励行する。

(2) ごみの分別

- 本社・事業所において、紙ごみ分別、不燃ごみ(プラ等)ボックスの設置等により、ゴミ分別の徹底を図る

(3) 廃棄物の減量

- 本社及び事務所の事務所において、コーヒーメーカー等の利用に際してはマイカップを使用、コンビニ等での買い物の際は買い物袋の持参等一般廃棄物の発生抑制、再使用等に努める。
- 処理施設において、PCB廃棄物の処理に伴う産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生使用に努める。

4. 社員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修機会や情報の提供

- 本社・事業所において、社員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し必要な情報を提供する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- 本社・事業所において、地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会等へ社員が積極的に参加できるよう便宜を図る。

(3) その他

- 本計画の実施のために、計画の主要項目を本社・事業所の各出入口に掲示し、実施要領等を社内LAN等を通じて社員に周知する。

5. 実施計画についての推進体制の整備と実施状況の点検

- 本計画は、以下により当社の環境安全管理体制において推進・点検を行う。
 - ・ 計画の整備・実施・点検の管理統括は環境安全管理統括者が行う。
 - ・ 計画の策定、計画実施の推進・庶務は環境安全事務局が行う。
 - ・ 計画実施の評価・点検は環境安全監査室が行う。
- 本計画の実施状況については、自主的に点検を行い、毎年度成果をとりまとめた上、環境報告書等適切な方法で公表する。

6. 温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標

- (1) 毎年度、温室効果ガス（二酸化炭素）を原単位で1%ずつ削減する。

(2) 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の見込み

	(単位)	平成18年度	平成24年度
公用車燃料	t-CO2	12	13
施設のエネルギー使用	t-CO2	34,176	57,334
電気	t-CO2	27,778	43,705
(電気使用量)	千kWh	(70,983)	(117,698)
(電気の排出係数)	t-CO2/千kWh	(0.391)	(0.371)
電気以外	t-CO2	6,398	13,629
その他	t-CO2	0	0
合計	t-CO2	34,188	57,347

(3) 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量の見込みの推計方法

- 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量は、現段階で操業中の事業（北九州、豊田、東京、大阪）と本社について推計
- 平成18年度については、当社の実績に基づき算定
- 平成24年度については、当社の予算等に基づき推計
- 原単位 =
$$\frac{\text{二酸化炭素総排出量 (t-CO2/年)}}{\text{PCB廃棄物処理量 (t/年)}}$$